

新旧対照表（抄）

○ 中央区事務手数料条例（昭和三十三年三月中央区条例第八号）

新				旧			
別表（第五条の二関係） 一 区民手数料				別表（第五条の二関係） 一 区民手数料			
法令	事務	額	特記 事項	法令	事務	額	特記 事項
戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の部から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の部まで（略）				戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の部から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の部まで（略）			
備考 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ当該法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 二 この表に掲げる事務手数料の額は、特別の計算単位のためのものについてはその計算単位についての額とし、その他のものについては一件についての額とする。 三 別に法令で定めるもののほか、中央区の区域内に本籍を定めている者のうち、次に掲げる者は、戸籍に記載した事項に関し、無料で証明書の交付を受けることができる。 イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百九十六条に規定する者 ロ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第六条に規定する者				備考 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ当該法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 二 この表に掲げる事務手数料の額は、特別の計算単位のためのものについてはその計算単位についての額とし、その他のものについては一件についての額とする。 三 別に法令で定めるもののほか、中央区の区域内に本籍を定めている者のうち、次に掲げる者は、戸籍に記載した事項に関し、無料で証明書の交付を受けることができる。 イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百九十六条に規定する者 ロ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第六条に規定する者			

新	旧
ハ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十五条及び第百七十二条に規定する者 ニ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第五項の規定により準用される廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第七十八条に規定する者 ホ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十三条に規定する者 ヘ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十二条に規定する者 ト 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百四条に規定する者 チ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十五に規定する者 リ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百四十三条に規定する者 ヌ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十六条に規定する者 ル 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十六条に規定する者 ヲ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年	ハ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十五条及び第百七十二条に規定する者 ニ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第五項の規定により準用される廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第七十八条に規定する者 ホ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十三条に規定する者 ヘ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十二条に規定する者 ト 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百四条に規定する者 チ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十五に規定する者 リ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百四十三条に規定する者 ヌ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十六条に規定する者 ル 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十六条に規定する者 ヲ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年

新	法律第四号）第八十三条に規定する者 ワ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十六条に規定する者 カ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第十七条に規定する者 ヨ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第三十七条に規定する者 四 区長は、公益上特に必要又は特別の事由があると認めるときは、この表に掲げる戸籍法に基づく事務を無料で行うことができる。 四 都市整備手数料			
	法令	事務	額	特記事項
旧	法律第四号）第八十三条に規定する者 ワ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十六条に規定する者 カ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第十七条に規定する者 四 区長は、公益上特に必要又は特別の事由があると認めるときは、この表に掲げる戸籍法に基づく事務を無料で行うことができる。 四 都市整備手数料			
	法令	事務	額	特記事項

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）	第六條第四項（第八十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物を建築する場合（二に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積の合計が三十三平方メートル以下のものにあつては六千九百		
----------------------	---	--	--	--

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）	第六條第四項（第八十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	建築物を建築する場合（二に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積の合計が三十三平方メートル以下のものにあつては五千六百		
----------------------	---	--	--	--

円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては<u>一万三千円</u>、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては<u>二万千円</u>、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては<u>二万五千円</u>、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては<u>三万五千円</u>、千平方メートルを超え二平方メートル以下のものにあつては<u>四万九千円</u>、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては<u>十四万六千円</u>、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては<u>二十四万九千円</u>、五万平方	新
円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては<u>九千四百円</u>、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては<u>一万四千円</u>、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては<u>一万九千円</u>、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては<u>三万五千円</u>、千平方メートルを超え二平方メートル以下のものにあつては<u>四万九千円</u>、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては<u>十四万六千円</u>、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては<u>二十四万九千円</u>、五万平方	旧

新	メートルを超えるものにあつては四十七万四千円（申請に係る計画に第八十七条の四に規定する昇降機（以下この表において「特定昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次項に掲げる額を加えた額） 2 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規
旧	メートルを超えるものにあつては四十七万四千円（申請に係る計画に第八十七条の四に規定する昇降機（以下この表において「特定昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次項に掲げる額を加えた額） 2 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規

新	定する例により算出した額 3 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（4に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に
旧	定する例により算出した額 3 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（4に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に

		新		
			係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額	二の項及び三の項（略） 四 第七条第四項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査（七の項に掲げるものを除く。）
		旧	係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額	二の項及び三の項（略） 四 第七条第四項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査（七の項に掲げるものを除く。）
			係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額	一 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては<u>一万五千円</u>、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては<u>一万七千円</u>、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては<u>二万五千円</u>、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては<u>三万千円</u>、五百
		旧	係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額	一 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては<u>一万二千円</u>、百平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては<u>一万六千円</u>、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては<u>二万三千円</u>、五百

新	平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては三万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては五万二千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては十二万四千元、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十九万九千円、五万平方メートルを超えるものにあつては三十九万六千円（申請に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次項又は八の項に掲げる額を加えた額） 2 建築物を同一敷地内において移転し、又は
旧	平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては三万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては五万二千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては十二万四千元、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十九万九千円、五万平方メートルを超えるものにあつては三十九万六千円（申請に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次項又は八の項に掲げる額を加えた額） 2 建築物を同一敷地内において移転し、又は

		新
五の項及び六の項（略）	七 第七条第四項の規定に基づく建築物に関する完了検査（第七条の三第一項の特定工程に係るものについてされる場合に限る。以下この表において「中間検査後の完了検査」という。）の申請に対する審査 1 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては一万二千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては一万六千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては二万三	
		旧
五の項及び六の項（略）	七 第七条第四項の規定に基づく建築物に関する完了検査（第七条の三第一項の特定工程に係るものについてされる場合に限る。以下この表において「中間検査後の完了検査」という。）の申請に対する審査 1 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては九千九百円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては一万円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては一万五	

新	千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては二万九千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては三万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては四万九千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては十一万五千元、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十八万六千円、五万平方メートルを超えるものにあつては三十八万三千円（申請に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき五の
旧	千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては二万千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては三万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては四万九千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては十一万五千元、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十八万六千円、五万平方メートルを超えるものにあつては三十八万三千円（申請に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき五の

新	以下のものにあつては <u>一万三千円</u>、百平方メ イトルを超え二百平方 メートル以下のものに あつては<u>二万千円</u>、 二百平方メートルを超 え五百平方メートル以 下のものにあつては<u>二 万五千円</u>、五百平方メ イトルを超え千平方メ イトル以下のものにあ つては<u>三万五千円</u>、千 平方メートルを超え二 千平方メートル以下の ものにあつては<u>四万九 千円</u>、二千平方メー トルを超え一万平方メ ートル以下のものにあつ ては<u>十四万六千円</u>、一 万平方メートルを超え 五万平方メートル以下 のものにあつては<u>二十 四万九千円</u>、五万平方 メートルを超えるもの にあつては<u>四十七万四</u>
旧	以下のものにあつては <u>九千四百円</u>、百平方メ イトルを超え二百平方 メートル以下のものに あつては<u>一万四千円</u>、 二百平方メートルを超 え五百平方メートル以 下のものにあつては<u>一 万九千円</u>、五百平方メ イトルを超え千平方メ イトル以下のものにあ つては<u>三万五千円</u>、千 平方メートルを超え二 千平方メートル以下の ものにあつては<u>四万九 千円</u>、二千平方メー トルを超え一万平方メ ートル以下のものにあつ ては<u>十四万六千円</u>、一 万平方メートルを超え 五万平方メートル以下 のものにあつては<u>二十 四万九千円</u>、五万平方 メートルを超えるもの にあつては<u>四十七万四</u>

新	千円（通知に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次項に掲げる額を加えた額） 2 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額 3 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは
旧	千円（通知に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次項に掲げる額を加えた額） 2 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額 3 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは

新	大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（4に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する
旧	4 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する

新		
	十三の四の項及び十三の五の項（略）	例により算出した額
	十三の六 第十八条第二十一項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知に対する審査（十三の九の項に掲げるものを除く。） 1 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては一万五千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては一万七千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては二万五千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては三万千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては三万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル	
旧		
	十三の四の項及び十三の五の項（略）	例により算出した額
	十三の六 第十八条第二十七項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知に対する審査（十三の九の項に掲げるものを除く。） 1 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては一万千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては一万二千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては一万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては二万三千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては三万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル	

以下のものにあつては 五万二千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては十二万四千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十九万九千円、五万平方メートルを超えるものにあつては三十九万六千円（通知に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次項又は十三の十の項に掲げる額を加えた額） 2 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に	新
以下のものにあつては 五万二千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては十二万四千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十九万九千円、五万平方メートルを超えるものにあつては三十九万六千円（通知に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次項又は十三の十の項に掲げる額を加えた額） 2 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に	旧

				新
十三の七 第十八条第二十一項の規定に基づく特定昇降機又は第八十一条の四において準用する第十八条第二十一項の規定に基づく建築設備に関する工事完了の通知に対する審査（十三の十の項に掲げるものを除く。）	十三の八 第十八条第九千六百円 一項又は第二項において準用する第十八条第二十一項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査（十三の十一の項に掲げるものを除く。）	十三の九 第十八条第二十一項の規定に基づく	十一項の規定に基づく	
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）にあつては特定昇降機又は第八十一条の四において準用する第十八条第二十一項の規定に基づく建築設備にあつては八千六百円、その他の建築設備にあつては一万三千円	九千六百円	1 建築物を建築した場合（同一敷地内において）		旧
二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額				
				旧
十三の七 第十八条第七項の規定に基づく特定昇降機又は第八十一条の四において準用する第十八条第十七項の規定に基づく建築設備に関する工事完了の通知に対する審査（十三の十の項に掲げるものを除く。）	十三の八 第十八条第九千六百円 一項又は第二項において準用する第十八条第十七項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査（十三の十一の項に掲げるものを除く。）	十三の九 第十八条第十七項の規定に基づく	七項の規定に基づく	
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）にあつては特定昇降機又は第八十一条の四において準用する第十八条第十七項の規定に基づく建築設備にあつては八千六百円、その他の建築設備にあつては一万三千円	九千六百円	1 建築物を建築した場合（同一敷地内において）		
二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算出した額				

新	建築物に関する工事完了（第七条の三第一項の特定工程に係るものについてされる場合に限る。以下この表において「中間検査後の工事完了」という。）の通知に対する審査 て移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては<u>一万二千円</u>、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては<u>一万六千円</u>、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては<u>二万三千円</u>、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては<u>二万九千円</u>、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては<u>三万六千円</u>、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては<u>四万九千円</u>、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの
旧	建築物に関する工事完了（第七条の三第一項の特定工程に係るものについてされる場合に限る。以下この表において「中間検査後の工事完了」という。）の通知に対する審査 て移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては<u>九千九百円</u>、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては<u>一万一千円</u>、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては<u>一万五千円</u>、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては<u>二万二千円</u>、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては<u>三万六千円</u>、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては<u>四万九千円</u>、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの

新	にあつては十一万五千元、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十八万六千元、五万平方メートルを超えるものにあつては三十八万三千元（通知に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき十三の七の項又は次項に掲げる額を加えた額） 2 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算
旧	にあつては十一万五千元、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十八万六千元、五万平方メートルを超えるものにあつては三十八万三千元（通知に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき十三の七の項又は次項に掲げる額を加えた額） 2 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に二分の一を乗じて得た面積の合計を1の床面積の合計とみなし、1に規定する例により算

				新
十三の十 第十八条第二	十三の十一 第十八条第九千六百円	十三の十二 第十八条第二十九項の規定に基づく建築物に関する中間検査の通知に対する審査	出した額	
十一項の規定に基づく特定昇降機又は第八十一条の四において準用する第十八条第二十一項の規定に基づく建築物に関する中間検査後の工事完了の通知に対する審査	十一項において準用する第十八条第二十一項の規定に基づく建築物に関する中間検査後の工事完了の通知に対する審査	十一項において準用する第十八条第二十一項の規定に基づく建築物に関する中間検査後の工事完了の通知に対する審査	出した額	
				旧
十三の十 第十八条第十	十三の十一 第十八条第九千六百円	十三の十二 第十八条第二十項の規定に基づく建築物に関する中間検査の通知に対する審査	出した額	
七項の規定に基づく特定昇降機又は第八十一条の四において準用する第十八条第十七項の規定に基づく建築物に関する中間検査後の工事完了の通知に対する審査	十一項において準用する第十八条第二十一項の規定に基づく建築物に関する中間検査後の工事完了の通知に対する審査	十一項において準用する第十八条第二十一項の規定に基づく建築物に関する中間検査後の工事完了の通知に対する審査	出した額	

新	メートル以下のものにあつては一万五千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては二万四千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては三万四千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては四万六千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては十万四千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十六万七千円、五万平方メートルを超えるものにあつては三十四万千円（通知に特定昇降機に係る部分が含まれる場合に於ては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次に掲げる額を加えた
旧	メートル以下のものにあつては一万五千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては二万四千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては三万四千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては四万六千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のものにあつては十万四千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のものにあつては十六万七千円、五万平方メートルを超えるものにあつては三十四万千円（通知に特定昇降機に係る部分が含まれる場合に於ては、それぞれ当該特定昇降機一基につき次に掲げる額を加えた

				新
十三の十三 第十八条第 二十九項の規定に基づく 特定昇降機又は第八 十七条の四において準 用する第十八条第二十 九項の規定に基づく建 築設備に関する中間検 査の通知に対する審査	十三の十四 第八十八条 第一項において準用す る第十八条第二十九項 の規定に基づく工作物 に関する中間検査の通 知に対する審査	十三の十五 第十八条第 三十八項第一号（第八 十七条の四又は第八十 八条第一項若しくは第 二項において準用する 場合を含む。）の規定 に基づく仮使用の認定 の申請に対する審査	十三の十六 第十八条第 三十八項第二号（第八	
額） 機を除く。）にあつては 一万二千円、小荷物専用 昇降機にあつては八千三 百円、その他の建築設備 にあつては一万二千円	九千百円	十二万六千円	十二万六千円	
				旧
十三の十三 第十八条第 二十項の規定に基づく 特定昇降機又は第八 十七条の四において準 用する第十八条第二十 九項の規定に基づく建 築設備に関する中間検 査の通知に対する審査	十三の十四 第八十八条 第一項において準用す る第十八条第二十項 の規定に基づく工作物 に関する中間検査の通 知に対する審査	十三の十五 第十八条第 二十四項第一号（第八 十七条の四又は第八十 八条第一項若しくは第 二項において準用する 場合を含む。）の規定 に基づく仮使用の認定 の申請に対する審査	十三の十六 第十八条第 二十四項第二号（第八	
額） 機を除く。）にあつては 一万二千円、小荷物専用 昇降機にあつては八千三 百円、その他の建築設備 にあつては一万二千円	九千百円	十二万六千円	十二万六千円	

新	十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）の部から長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の部まで（略）	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）
	十四の項から四十九の項まで（略）	十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
旧	十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）の部から長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の部まで（略）	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）
	十四の項から四十九の項まで（略）	十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		

新	五年法律第二百一号)の部十三の三の項に掲げる額(認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額)を加えた額) イ 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。) 五千八百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物(イに掲げる額(住戸の数が一である複合建築物(住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交
旧	和二十五年法律第二百一号)の部十三の三の項に掲げる額(認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額)を加えた額) イ 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。) 四千七百円 ロ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)(イに掲げる額に(ロ)及び(ハ)に掲げる額を加算した額

新	通省令第一号。以下この部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の部において「基準省令」という。）第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下この部、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の部において同じ。）及び非住宅部分（基準省令第一条第一項第一号に規定する非住宅部分をいう。以下この部、建築物のエネルギー消
旧	（イ）の住戸の部分が存在しない場合又は申請において住戸の部分を除く場合にあっては（ロ）に掲げる額に（ハ）に掲げる額を加算した額、（ロ）の共用廊下等の部分が存在しない場合又は申請において（ロ）の共用廊下等の部分の床面積を除く場合にあっては（イ）に掲げる額に（ハ）に掲げる額を加算した額、（ハ）の非住宅の部分が存在しない場合又は申請において（ハ）の非住宅の部分の床面積を除く場合にあっては（イ）に掲げる

費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の部において同じ。）が存在する建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額（ロに掲げる額）に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合にあつては（ロ）に掲げる額、（ロ）の非住宅部分が存在しない場合にあつては（イ）に掲げる額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の	新
額に（ロ）に掲げる額を加算した額、申請において（イ）の住戸の部分のみを対象とする場合にあつては（イ）に掲げる額、申請において（ハ）の非住宅の部分のみを対象とする場合にあつては（ハ）に掲げる額）。 （イ） 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）について、当該建築物の総戸数が一戸のものにあつては四千七百円、二戸以上五戸以下のものにあつては九千四百円、六戸以上十戸以下のものにあつては一万六千	旧

床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 住宅部分について、当該住宅部分の床面積(当該床面積から共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)の床面積を除いて申請をする場合にあつて	新
(ロ) 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)について、当該部 円、十一戸以上二十五戸以下のものにあつては二万七千円、二十六戸以上五十戸以下のものにあつては四万五千円、五十一戸以上百戸以下のものにあつては八万二千円、百一戸以上二百戸以下のものにあつては十三万千円、二百一戸以上三百戸以下のものにあつては十七万円、三百一戸以上のものにあつては十八万五千円	旧

新	は、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積（の合計が三百平方メートル未満のものにあつては一万三千三百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万三千八百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては五万二千八百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては九万四千七百円、一万平方メートルのものにあつては十一万九千円）
旧	(ハ) 非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分） 分の床面積の合計が三百平方メートル以内のものにあつては九千三百円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては一万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては二万六千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては八万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては十二万六千円

新	(ロ) 非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては一万千三百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万九千五百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三万千六百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては九万四千三百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十四万九千
旧	以外の部分をいう。以下同じ。）について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のものにあつては九千三百円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては一万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては二万六千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては八万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては十二万六千円

新	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1209 645 1362 999">円、一万平方メートルのものにあっては十八万八千円</td><td data-bbox="180 645 1209 999"> 2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（認定の申請に併せて第五十四条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の部十三の三の項に掲げる額（認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額）を加えた額） イ 一戸建て住宅誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通 </td></tr> </table>	円、一万平方メートルのものにあっては十八万八千円	2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（認定の申請に併せて第五十四条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の部十三の三の項に掲げる額（認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額）を加えた額） イ 一戸建て住宅誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通
円、一万平方メートルのものにあっては十八万八千円	2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（認定の申請に併せて第五十四条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の部十三の三の項に掲げる額（認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額）を加えた額） イ 一戸建て住宅誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通		
旧	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1603 1362 1957"> ハイ及びロに掲げる建築物以外の建築物当該建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のものにあつては九千三百円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては一万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては二万六千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては八万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては十二万六千円 </td><td data-bbox="180 1603 325 1957"> 2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（変 </td></tr> </table>	ハイ及びロに掲げる建築物以外の建築物当該建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のものにあつては九千三百円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては一万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては二万六千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては八万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては十二万六千円	2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（変
ハイ及びロに掲げる建築物以外の建築物当該建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のものにあつては九千三百円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては一万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては二万六千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては八万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては十二万六千円	2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（変		

新	しての熱の損失の防 止に関する誘導基準 及び一次エネルギー 消費量に関する誘導 基準（令和四年国土 交通省告示第千百六 号）において定める 基準をいう。以下同 じ。）により算定し た住宅部分につい て、当該住宅部分の 床面積の合計が二百 平方メートル未満の ものにあつては二万 七百元、二百平方メ ートル以上一万平方 メートル以下のもの にあつては二万二千 二百円、標準計算法 （基準省令第十条第 二号イ（1）及び同号 ロ（1）の基準により 評価する方法をい う。以下この部並び
旧	更の認定の申請に併せ て第五十五条第二項の 規定において準用する 第五十四条第二項の規 定に基づく申出があつ た場合においては、一 の建築物につき建築基 準法（昭和二十五年法 律第二百一十号）の部十 三の三の項に掲げる額 （変更の認定の申請に 係る計画に特定昇降機 に係る部分が含まれる 場合にあつては、それ ぞれ当該特定昇降機一 基につき同部十三の四 の項に掲げる額を加え た額）を加えた額） イ 一戸建て住宅 誘 導仕様基準（住宅部 分の外壁、窓等を通 しての熱の損失の防 止に関する誘導基準 及び一次エネルギー 消費量に関する誘導

新	に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の部四の項及び五の項において同じ。）により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては四万二百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては四万四千九百円、仕様・計算併用法（住宅部分の基準省令第一条第一項第二号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基
旧	基準を定める件（令和四年国土交通省告示第千百六号）をいう。以下同じ。）により算定した当該住宅にあつては二万円、誘導仕様基準以外により算定した当該住宅にあつては三万五千元 ロ 共同住宅等 (イ) に掲げる額に(ロ)及び(ハ)に掲げる額を加算した額(イ)の住戸の部分が存在しない場合又は申請において住戸の部分を除く場合にあつては(ロ)に掲げる額に(ハ)に掲げる額を加算した額、(ロ)の共用廊下等の部分が存在しない場合又は申請にお

新	準により評価し、当該住宅部分の基準省令第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第十條第二号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第十條第二号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この部並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の部四
旧	いて(ロ)の共用廊下等の部分の床面積を除く場合にあつては(イ)に掲げる額に(ハ)に掲げる額を加算した額、(ハ)の非住宅の部分が存在しない場合又は申請において(ハ)の非住宅の部分の床面積を除く場合にあつては(イ)に掲げる額に(ロ)に掲げる額を加算した額、申請において(イ)の住戸の部分のみを対象とする場合にあつては(イ)に掲げる額、申請において(ハ)の非住宅の部分のみを対象とする場合にあつては(ハ)に掲げる額）。

新	の項及び五の項において同じ。）により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては三万百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては三万三千二百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物 (イ) に掲げる額 (住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額) に (ロ) に掲げる額を加算した額 (イ) の住宅部分が存在しない場合にあつては (ロ) に掲げる
旧	(イ) 誘導仕様基準により算定した住戸の部分について、当該建築物の総戸数が一戸のものにあつては二万千円、二戸以上五戸以下のものにあつては三万九千円、六戸以上十戸以下のものにあつては五万六千円、十一戸以上二十五戸以下のものにあつては八万円、二十六戸以上五十戸以下のものにあつては十二万円、五十一戸以上百戸以下のものにあつては十八万二千元、百一戸以上二百戸以下のものにあつては二十六万千円、二百一戸以上

額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあっては(イ)に掲げる額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあっては、イの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床	新
三百戸以下のものにあっては三十四万円、三百一戸以上のものであっては三十九万円、誘導仕様基準以外により算定した住戸の部分について、当該建築物の総戸数が一戸のものにあつては三万五千元、二戸以上五戸以下のものにあつては六万九千元、六戸以上十戸以下のものにあつては九万七千元、十一戸以上二十五戸以下のものにあつては十三万七千元、二十六戸以上五十戸以下のものにあつては十九万七千元、五十一戸以上百戸以下のものに	旧

面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては三万八千七百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては六万六千九百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十二万円、五千平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては十八万三千円、標準計算法	新
(ロ) 共用廊下等の部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のものにあつては十万九千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては十三万八千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつ	旧

新	により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八万千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十三万五千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十二万九千円、五千平方メートル以上一万平方メートル
旧	では十八万円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては二十八万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては三十五万九千円 (ハ) 非住宅の部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のものにあつては二十四万二千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては三十万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては三十八万四千円、

新	ル未満のものにあつては三十二万九千円、一万平方メートルのものにあつては三十九万円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては五万九千八百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十万円、二千
旧	二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては五十四万六千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては六十七万円 ハイ及びロに掲げる建築物以外の建築物 当該建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のものにあつては二十四万二千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては三十万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては三十八万四千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル

平方メートル以上 五千平方メートル 未満のものにあつ ては十七万五千 円、五千平方メー トル以上一万平方 メートル未満のも のにあつては二十 五万六千円、一万 平方メートルのも のにあつては三十 万四千円 (ロ) モデル建物法 （一次エネルギー 消費量の算出に用 いるべき標準的な 建築物及び基準省 令第十条第一号イ (1)の屋内周囲空 間の年間熱負荷 (以下この部にお いて「屋内周囲空 間の年間熱負荷」 という。）の算出	新
以内のものにあつて は五十四万六千円、 五千平方メートルを 超え一万平方メート ル以内のものにあつ ては六十七万円	旧

に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この部並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の部四の項及び五の項において同じ。）により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十萬二千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十二萬九千円、千平方メートル以	新
	旧

上二千平方メートル未満のものにあつては十七万円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては三十六万千円、一万平方メートルのものにあつては四十三万四千円、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この部並びに建築物のエネルギー	新
	旧

新	
	一消費性能の向上 等に関する法律 （平成二十七年法 律第五十三号）の 部四の項及び五の 項において同じ。） により算定した非 住宅部分につい て、当該非住宅部 分の床面積の合計 が三百平方メート ル未満のものにあ つては二十六万六 千円、三百平方メ ートル以上千平方 メートル未満のも のにあつては三十 三万四千円、千平 方メートル以上二 千平方メートル未 満のものにあつて は四十三万千円、 二千平方メートル 以上五千平方メー トル未満のものに
旧	

		新
二 第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		
1 変更の認定の申請に併せて適合書類が提出された場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（変更の認定の申請に併せて第五十五条第二項の規定において準用する第五十四条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の部十三の三の項に掲げる額（変更の認定の申請に係る	あつては六十一万五千元、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては七十五万八千元、一万平方メートルのものにあつては八十九万六千元	

		旧
二 第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		
1 変更の認定の申請に併せて適合書類が提出された場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 一戸建て住宅 三千三百円 ロ 共同住宅等 (イ) に掲げる額に(ロ)及び(ハ)に掲げる額を加算した額 (イ) の住戸の部分が存在しない場合又は申請において住戸の部分を除く場合にあつては		

新	計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額）を加えた額） イ 一戸建て住宅 四千百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物 (イ) に掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあっては、イに掲げる額）に(ロ)に掲げる額を加算した額（イ)の住宅部分が存在しない場合にあっては(ロ)に掲げる額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあっては(イ)に掲げる額
旧	(ロ)に掲げる額に(ハ)に掲げる額を加算した額、(ロ)の共用廊下等の部分が存在しない場合又は申請において(ロ)の共用廊下等の部分の床面積を除く場合にあっては(イ)に掲げる額に(ハ)に掲げる額を加算した額、(ハ)の非住宅の部分が存在しない場合又は申請において(ハ)の非住宅の部分の床面積を除く場合にあっては(イ)に掲げる額に(ロ)に掲げる額を加算した額、申請において(イ)の住戸の部分のみを対象とする場合にあっては(イ)に掲げる額、

る額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。(イ) 住宅部分について、当該住宅部分の床面積(当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下	新
申請において(ハ)の非住宅の部分のみを対象とする場合にあつては(イ)に掲げる額)。(イ) 住戸の部分について、当該建築物の総戸数が一戸のものにあつては三千三百円、二戸以上五戸以下のものにあつては六千六百円、六戸以上十戸以下のものにあつては一万千円、十一戸以上二十五戸以下のものにあつては一万九千円、二十六戸以上五十戸以下のものにあつては三万二千元、五十一戸以上百戸以下のものにあつては五万	旧

	新
(ロ) 非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては三万七千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては六万六千五百円、一万平方メートル以上のものにあつては八万三千五百円	
	旧
(ロ) 共用廊下等の部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のものにあつては六千五百円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては一万千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては一萬八千円、二千平方メートル以上のもの	八千円、百一戸以上二百戸以下のものにあつては九万三千円、二百一戸以上三百戸以下のものにあつては十萬二千元、三百一戸以上のものにあつては十三万円四千元

		新
2	計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万三千八百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万二千二百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては六万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十萬四千元、一万平方メートルのものにあつては十三萬二千円	
1 以外の場合 次に		
		旧
(ハ) 非住宅の部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のものにあつては六千五百円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては一万八千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては一万八千円、二千平方メートルを超え五		

新	掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 一戸建て住宅 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては一万四千三百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては一万五千百円、標準計算法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万八千三百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては三万五千五百円、仕様・計算併
旧	千平方メートル以内のものにあつては五万六千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては八万八千円 ハイ及びロに掲げる建築物以外の建築物 当該建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のものにあつては六千五百円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては一万千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては一万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては五万六千円

用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万千百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては二万三千三百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物 (イ) に掲げる額 (住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額) に (ロ) に掲げる額を加算した額 (イ) の住宅部分が存在しない場合にあつては (ロ) に掲げる額、(ロ) の非住宅部分	新
千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては八万八千円 2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 一戸建て住宅 誘導仕様基準により算定した当該住宅にあつては一万五千円、誘導仕様基準以外により算定した当該住宅にあつては一万八千円 ロ 共同住宅等 (イ) に掲げる額に (ロ) 及び (ハ) に掲げる額を加算した額 (イ) の住戸の部分が存在しない場合又は申請において住戸の部分を除く場合にあつては	旧

が存在しない場合に あつては(イ)に掲げ る額、複合建築物の 住宅部分又は非住宅 部分のみの申請の場 合にあつては当該住 宅部分の床面積の合 計を(イ)の住宅部分 の床面積の合計(住 戸の数が一である複 合建築物の住宅部分 の場合にあつては、 イの一戸建て住宅) 又は当該非住宅部分 の床面積の合計を (ロ)の非住宅部分の 床面積の合計とみな して算出した額)。 (イ) 誘導仕様基準に より算定した住宅 部分について、当 該住宅部分の床面 積(当該床面積か ら共用廊下等の部	新
(ロ)に掲げる額に(ハ) に掲げる額を加算し た額、(ロ)の共用廊下 等の部分が存在しな い場合又は申請にお いて(ロ)の共用廊下 等の部分の床面積を 除く場合にあつては (イ)に掲げる額に(ハ) に掲げる額を加算し た額、(ハ)の非住宅の 部分が存在しない場 合又は申請において (ハ)の非住宅の部分 の床面積を除く場合 にあつては(イ)に掲 げる額に(ロ)に掲げ る額を加算した額、 申請において(イ)の 住戸の部分のみを対 象とする場合にあつ ては(イ)に掲げる額、	旧

分の床面積を除いて申請をする場合に あつては、当該 共用廊下等の部分 の床面積を除いた 床面積）の合計が 三百平方メートル 未満のものにあつ ては二万六千八百 円、三百平方メー トル以上二千平方 メートル未満のも のにあつては四万 六千五百円、二千 平方メートル以上 五千平方メートル 未満のものにあつ ては八万四千八百 円、五千平方メー トル以上一万平方 メートル以下のも のにあつては十二 万七千円、標準計 算法により算定し た住宅部分につい	新
申請において(ハ)の 非住宅の部分のみを 対象とする場合に あつては(イ)に掲げる 額）。 (イ) 誘導仕様基準に より算定した住戸 の部分について、 当該建築物の総戸 数が一戸のものに あつては一万五千 円、二戸以上五戸 以下のものにあつ ては二万七千円、 六戸以上十戸以下 のものにあつては 四万円、十一戸以 上二十五戸以下の ものにあつては五 万六千円、二十六 戸以上五十戸以下 のものにあつては 八万五千円、五十 一戸以上百戸以下	旧

	新
て、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては五万六千八百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては九万四千六百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十六万千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては	
	旧
のものにあつては十二万八千円、百一戸以上二百戸以下のものにあつては十八万四千円、二百一戸以上三百戸以下のものにあつては二十四万円、三百一戸以上のものにあつては二十七万八千円、誘導仕様基準以外により算定した住戸の部分について、当該建築物の総戸数が一戸のものにあつては一万八千円、二戸以上五戸以下のものにあつては三万七千円、六戸以上十戸以下のものにあつては五万二千元、十一戸以上二十五戸以下のものにあ	

	二十三万千円、一万平方メートルのものにあつては二十七万三千円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積（の合計が三百平方メートル未満のものにあつては四万二千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては七万五百万円、二千平方メートル以上五千平方メートル
	新
	旧
	つては七万四千円、二十六戸以上五十戸以下のものにあつては十万八千円、五十一戸以上百戸以下のものにあつては十五万九千円、百戸以上二百戸以下のものにあつては二十二万千円、二百一戸以上三百戸以下のものにあつては二十九万千円、三百一戸以上のものにあつては三十四万二千円
	(ロ) 共用廊下等の部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のものにあつては五万七千円、三百平方メートルを超え千平方

メートル未満のものにあつては十二万二千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十七万九千円、一万平方メートルのものにあつては二十一万三千円 (ロ) モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては七万六千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては九万千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	新
メートル以内のものにあつては七万二千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては九万六千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては十五万六千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては二十万五千円 (ハ) 非住宅の部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のものにあつては十二万三千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	旧

のにあつては十一万九千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものは十九万三千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十五万三千円、一万平方メートルのものをあつては三十万四千円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十八万六千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては二十三	新
のにあつては十五万四千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものは十九万八千円、二千平方メートルを超え五千方メートル以内のものにあつては二十九万円、五千平方メートルを超え一万平方米メートル以内のものにあつては三十六万千円 ハ イ及びロに掲げる建築物以外の建築物当該建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のものにあつては十二万三千元、三百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては十五万四千	旧

新	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第十一條第一項ただし書又は第十二條第二項審査（建築基準法第六條第一項ただし書の規定の審査）の審査又は同法第四項に（第十一條第一項に規定する特定建築物のエネルギー消費性能の向上に関する審査又は同法第三項の規定に画の通知に対する審査とび同法	万四千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三十万平方メートル、二平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては四十三万円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては五十三万円、一万平方メートルのものにあつては六十二万七千円
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第十二條第一項又は第十三條第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては十九万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては二十九万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては三十六万七千円
旧	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第十一條第一項ただし書又は第十二條第二項審査（建築基準法第六條第一項ただし書の規定の審査）の審査又は同法第四項に（第十一條第一項に規定する特定建築物のエネルギー消費性能の向上に関する審査又は同法第三項の規定に画の通知に対する審査とび同法	万四千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三十万平方メートル、二平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては四十三万円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては五十三万円、一万平方メートルのものにあつては六十二万七千円
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第十二條第一項又は第十三條第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のものにあつては十九万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のものにあつては二十九万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のものにあつては三十六万七千円

新		旧	
(平成二十七年法律第五十三号)	る法律施行規則（平成併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通条第三号）第二十一条第一項に掲げる基準に該当する場合に限る。）	(平成二十七年法律第五十三号)	部において同じ。）（複合建築物（住宅部分（第一項に規定する住宅部分をいう。三の項から五の項までにおいて同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計を超える場合は、当該共用部分を含む。以下この項及び次項並びに同部において同じ。）の用途が工場等（工場、倉庫、ごみ焼却場等をいう。次項並びに同部において同じ。）のみ
	る法律施行規則（平成併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通条第三号）第二十一条第一項に掲げる基準に該当する場合に限る。） ルギー消費量に関する基準及び一次エネづく計画（平成二十八年国土交知の際通省告示第二百六十六徴収す号）において定める基準をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 1 一戸建て住宅 仕様基準又は誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のものにあつては二千五百円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては四千七百円、百平方メートルを超え二百		部において同じ。）（複合建築物（住宅部分（第一項に規定する住宅部分をいう。三の項から五の項までにおいて同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計を超える場合は、当該共用部分を含む。以下この項及び次項並びに同部において同じ。）の用途が工場等（工場、倉庫、ごみ焼却場等をいう。次項並びに同部において同じ。）のみ の建築物又は第三十五条第一項の認定を受けた第三十四条第三項に規定する他の建築物

新	平方メートル以下のものにあつては七千八百円、二百平方メートルを超えるものにあつては九千四百円 2 一戸建て住宅以外の住宅 仕様基準又は誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（共用廊下等の部分の床面積を除く。）の合計が三十平方メートル以下のものにあつては四千三百円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のものにあつては八千二百円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものにあつては一万三千三百円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものにあつては一万五
旧	（次項から四の項までにおいて「他の建築物」という。）（同条第一項の規定による認定の申請において用いた評価方法（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この項、三の項及び五の項において「省令」という。）第一条第一項第一号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物として国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、次項及び五の項並びに同部において同じ。）又は標準入力法

新	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="699 291 1362 645"></td><td data-bbox="180 291 699 645"> 二 第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 </td></tr> <tr> <td data-bbox="699 645 1362 999"> 千九百円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては二万二千三百円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては三万三千三百円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のものにあつては五万五千元、五千平方メートルを超えるものにあつては六万八千九百円 </td><td data-bbox="180 645 699 999"> 一 計画提出又は計画通知に併せて第十条第一項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるもの（以下「判定基準適合書類」という。）が提出された場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 </td></tr> <tr> <td data-bbox="699 999 1362 1122"></td><td data-bbox="180 999 699 1122"> イ 一戸建て住宅 五 </td></tr> </table>		二 第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	千九百円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては二万二千三百円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては三万三千三百円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のものにあつては五万五千元、五千平方メートルを超えるものにあつては六万八千九百円	一 計画提出又は計画通知に併せて第十条第一項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるもの（以下「判定基準適合書類」という。）が提出された場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額		イ 一戸建て住宅 五
	二 第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定						
千九百円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のものにあつては二万二千三百円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のものにあつては三万三千三百円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のものにあつては五万五千元、五千平方メートルを超えるものにあつては六万八千九百円	一 計画提出又は計画通知に併せて第十条第一項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるもの（以下「判定基準適合書類」という。）が提出された場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額						
	イ 一戸建て住宅 五						
旧	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="180 1249 1362 1603"></td></tr> <tr> <td data-bbox="180 1603 1362 1957"> 等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法及び省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。以下この項、次項及び五の項並びに同部において同じ。）により算定する方法をいう。次項において同じ。）と同一の方法を用いるものに限る。）の場合、非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万七千七百円、 </td></tr> <tr> <td data-bbox="180 1957 1362 2074"></td></tr> </table>		等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法及び省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。以下この項、次項及び五の項並びに同部において同じ。）により算定する方法をいう。次項において同じ。）と同一の方法を用いるものに限る。）の場合、非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万七千七百円、				
等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法及び省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。以下この項、次項及び五の項並びに同部において同じ。）により算定する方法をいう。次項において同じ。）と同一の方法を用いるものに限る。）の場合、非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万七千七百円、							

新	千八百円 ロ イに掲げる建築物 以外の建築物 (イ) に 掲げる額 (住戸の数 が一である複合建築 物の住宅部分の場合 にあつては、イに掲 げる額) に (ロ) に掲 げる額 (非住宅部分の 用途が建築物のエネ ルギー消費性能の向 上等に関する法律施 行令 (平成二十八年 政令第八号) 第四条 第一項に規定する用 途 (以下この部及び 建築物のエネルギー 消費性能の向上等に 関する法律施行規則 の部において「自動 車車庫等」という。 のみである場合に あつては、2 ロ (ロ) に掲 げる額) を加算した
旧	2 二千平方メートル以上 五千平方メートル未満 のものにあつては八万 四百円、五千平方メー トル以上一万平方メー トル未満のものにあつ ては十二万八千円、一 万平方メートルのもの にあつては十六万千円 2 非住宅部分の用途が 1 以外の建築物の場合 モデル建物法により 算定した非住宅部分に ついて、当該部分の床 面積の合計が三百平方 メートル以上千平方メ ートル未満のものにあ つては十一万七千円、 千平方メートル以上二 千平方メートル未満の ものにあつては十四万 五千七百円、二千平方 メートル以上五千平方 メートル未満のものに あつては二十三万五千

新	額 (イ) 住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては一万三千三百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万三千八百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては五万二千八百円、五千平方メートル以上
旧	七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては三十万九千円、一万平方メートルのものにあつては三十七万千円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては二十八万四千四百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三十六万七千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては五十二万三千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては六十四万六千円、一万平方メー

新	(ロ) 非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては九万四千七百円、一万平方メートルのものにあつては十一万九千円
旧	3 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合 4 第十一条第一項に規定する特定建築物を(特定建築物の新築を除く。次項及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の部において「特

		新	
三百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十四万九千円、一万平方メートルのものにあつては十八万八千円 2 1以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 一戸建て住宅 仕様基準又は誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万七千円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては二万二千二百円、標準計算法（基準省令第一条第一項第			
		旧	
第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定			
1 非住宅部分の用途が変更後工場等のみの建築物又は第三十五条第一項の建築物（第三十四条第一項消費性の規定による認定の申請確保計画において用いた評価計画の方法と同一の方法を用提出又は通知する場合 非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万八千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万九千円、二千平方メートル 1 非住宅部分の用途が変更後工場等のみの建築物又は第三十五条第一項の建築物（第三十四条第一項消費性の規定による認定の申請確保計画において用いた評価計画の方法と同一の方法を用提出又は通知する場合 非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万八千円、千平方メートル以上二千平方メートル			

新	二号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は基準省令第十条第二号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び次項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の部において同じ。)により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては四万二百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては四万四千九百円、仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導
旧	トル以上五千平方メートル未満のものにあつては五万六千四百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては九万円、一万平方メートルのものにあつては十一万三千円 2 非住宅部分の用途が1以外の建築物の場合 モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては七万七千六百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十万二千百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十六万五千百

新	仕様基準により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第一条第一項第二号ロ(1)若しくは第十条第二号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第一条第一項第二号イ(1)若しくは基準省令第十条第二号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び次項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の部において同じ。)により算
旧	円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十一万六千円、一万平方メートルのものにあつては二十六万円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十九万九千二百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二十五万七千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては三十六万六千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては四十五万三千円、一万平方メートル

(イ) 仕様基準又は誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（共用廊下等の部分の床面積を除く。）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては三万八千七百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては六万六千九百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十二万円、五千平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては十八万三千円、標準計算法により	新
計画の認定の申請に対する審査 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「計画基準適合書類」という。）が提出された場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（第三十四条第三項の規定により自他供給型熱源機器等を設置する場合にあつては、次のイ又はロに掲げる同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）の区分に応じ、それぞれに定める額及び次のイ若しくはハ又はロのハ若しくはニに掲げる他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額）（認定の申請に併せて第三十五条第二項の規定に	旧

新	算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八万千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十三万五千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十万九千円、五千平方メートル以上一万平方メートル
旧	基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の部十三の三の項に掲げる額（認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額）を加えた額） イ 一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下この項から五の項までにおいて同じ。） 五千百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものを除く。）（イ）に

新	未満のものにあつては三十二万九千円、一万平方メートルのものにあつては三十九万円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては五万九千八百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十
旧	掲げる額に(ロ)に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合にあつては(ロ)に掲げる額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあつては(イ)に掲げる額、住宅部分及び非住宅部分が存在する建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額）。

一トール以上五千平方メートル未満のものにあつては十 七万五千円、五千平方メートル以上 一万平方メートル未満のものにあつては二十五万六千 円、一万平方メートルのものにあつては三十万四千円 (ロ) 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	新
(イ) 住宅部分について、当該部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては九千七百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万 千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては四 万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつて	旧

新	する法律施行規則の部において同じ。又は自動車車庫等のみの場合で、当該工場等又は自動車車庫等の部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては一万千三百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万九千五百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三万千六百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては九万四千三百円、五千平方メートル以上一万
旧	は八万千円 (ロ) 非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては九千七百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万七千七百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては八万四千五百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十二万八千円、一万平方メー

平方メートル未満のものにあつては十四万九千円、一万平方メートルのものにあつては十八万八千円 (ハ) (ロ)以外の非住宅部分で、モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項及び次項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の部において同じ。）により算定した当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十万二千円、三	新
トルのものにあつては十六万千円 ハ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。）（イ）に掲げる額に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合にあっては（ロ）に掲げる額、（ロ）の非住宅部分が存在しない場合にあっては（イ）に掲げる額、住宅部分及び非住宅部分が存在する建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を（イ）の住宅部分の床面積の合計又は当該非住	旧

新	百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十二万九千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十七万千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十七万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては三十六万千円、一万平方メートル以上のものにあつては四十三万四千円、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法を
旧	宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 住宅部分について、当該部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては九千七百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万千円、二千平方メートル以上五千平方メートル以上のもの

新	いう。以下この項及び次項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の部において同じ。）により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二十六万六千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては三十三万四千円、千平方メートル以上二平方メートル未満のものにあつては四十三万千円、二平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては八万四千円、五
旧	(ロ) 非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては九千七百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、千平方メートル以上二平方メートル未満のものにあつては二万七千円、二平方メートル以上五千平方メートル未満のものは八万四千円、五

新	は六十一万五千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては七十五万八千円、一万平方メートルのものにあつては八十九万六千円 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合 当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計に应じて、1又は2に規定する例に
旧	2 1以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に应じ、それぞれに定める額（第三十四条第三項の規定により自他供給型熱源機器等を設置する場合にあつては、次のイ又はロに掲げる申請建築物の区分に应じ、それぞれに定める額及び1のイ若しくはハ又は次のハ若しくはニに掲げる他の建 平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十二万八千円、一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のものにあつては十六万千円、二万五千平方メートル以上のものにあつては二十万千円

新	三 第十一条第二項又は第十二条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	より算出した額	変更計画提出又は変更後
	イ 一戸建て住宅 四 千円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物 (イ) に掲げる額 (住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額) に (ロ) に掲げる額 (非住宅部分の用途が自動車庫等のみである場合にあつては、2ロ(ロ)に掲げる額) を加算した額 (イ) 住宅部分について、当該住宅部分	提出又は計画の は通知 の際徴 収す る。	の建築 物エネ ルギー 消費性 能確保
旧			
	建築物の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額) (認定の申請に併せて第三十五条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の部十三の三の項に掲げる額(認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額)を加えた額) イ 一戸建ての住宅 (他の建築物に該当するものを除く。) 誘導仕様基準により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二		

新	の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては三万七千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては六万六千五百円、一万平方
旧	百平方メートル未満のものにあつては二万円、二百平方メートル以上のものにあつては二万二千元、誘導仕様基準以外により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては三万四千四百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては三万八千四百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものを除く。）（イ）に掲げる額に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合に

新	メートルのものにあつては八万三千五百円 (ロ) 非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万三千八百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万二千二百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては六万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
旧	つては(ロ)に掲げる額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあつては(イ)に掲げる額、住宅部分及び非住宅部分が存在する建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該部分の床面積(当該床面積から

新	の にあつては 十 万 四 千 円 、 一 万 平 方 メ ートル の もの に あ つては 十三 万 二 千 円 2 1 以 外 の 場 合 次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ に 定 め る 額 イ 一 戸 建 て 住 宅 仕 様 基 準 又 は 誘 導 仕 様 基 準 に よ り 算 定 し た 住 宅 部 分 に つ い て 、 当 該 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ートル 未 満 の もの に あ つては 一 万 四 千 三 百 円 、 二 百 平 方 メ ー トル 以 上 一 万 平 方 メ ートル 以 下 の もの に あ つては 一 万 五 千 百 円 、 標 準 計 算 法 に よ り 算 定 し た 住 宅 部 分 に つ い て 、 当 該 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト
旧	共 用 廊 下 等 の 部 分 の 床 面 積 を 除 い て 申 請 を す る 場 合 に あ つては 、 当 該 共 用 廊 下 等 の 部 分 の 床 面 積 を 除 い た 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー トル 未 満 の もの に あ つて は 三 万 八 千 円 、 三 百 平 方 メ ー トル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの に あ つては 六 万 六 千 円 、 二 千 平 方 メ ー トル 以 上 五 千 平 方 メ ートル 未 満 の もの に あ つては 十一 万 八 千 円 、 五 千 平 方 メ ー トル 以 上 一 万 平 方 メ ー トル 以 内 の もの に あ つて は 十 七 万 九 千 円 、 誘 導 仕 様 基 準 以 外 に よ り 算 定 し た 住

新	ル未満のものにあつては二万八千三百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては三万五千五百円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万千五百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては二万三千三百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物 (イ) に掲げる額 (住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額) に(ロ)及び(ハ)に掲げる額 (非住
旧	宅部分について、当該部分の床面積 (当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積) の合計が三百平方メートル未満のものにあつては六万九千五百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十一万六千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十九万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあ

宅部分の用途が自動車車庫等のみである場合に於ては、(ロ)に掲げる額)を加算した額 (イ) 仕様基準又は誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積(共用廊下等の部分の床面積を除く。)の合計が三百平方メートル未満のものに於ては、二万六千八百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものに於ては、四万六千五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものに於ては、八万七	新
つては二十八万円 (ロ) モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十條第一号イ(二)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべき建築物として国土交通大臣が定めるものを用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものに於ては八万七	旧

	新	
		八万四千八百円、 五千平方メートル 以上一万平方メー トル以下のものに あつては十二万七 千円、標準計算法 により算定した住 宅部分について、 当該住宅部分の床 面積（当該床面積 から共用廊下等の 部分の床面積を除 いて申請をする場 合にあつては、当 該共用廊下等の部 分の床面積を除い た床面積）の合計 が三百平方メート ル未満のものにあ つては五万六千八 百円、三百平方メ ートル以上二千平 方メートル未満の ものにあつては九 万四千六百円、二
	旧	
		千五百円、三百平方 メートル以上千平 方メートル未満の ものにあつては十 一万七千五百円、千平 方メートル以上二 千平方メートル未 満のものにあつて は十四万五千七百 円、二千平方メー トル以上五千平方 メートル未満のも のにあつては二十 三万五千七百円、 五千平方メートル 以上一万平方メー トル未満のものに あつては三十万九 千円、一万平方メ ートルのものにあ つては三十七万千 円、標準入力法等 （実際の設計仕様 の条件を基に算定 した一次エネルギー

新	千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十六万円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十万三千円、一万平方メートルのものにあつては二十万三千円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満
旧	ー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法並びに省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。以下の項及び次項において同じ。）により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二十万七千七百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては二十八万四千四百円、千平方メー

新	のものにあつては四万二千元、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては七万五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十二万二千元、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十七万九千元、一万平方メートルのものにあつては二十一万三千円 (ロ) 非住宅部分の用途が工場等又は自動車車庫等のみの場合で、当該工場等又は自動車車庫等の部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二十一万三千円
旧	トル以上二千平方メートル未満のものにあつては三十六万七千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては五十二万三千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては六十四万六千円、一万平方メートルのものにあつては七十六万三千円 ハ 一戸建ての住宅（他の建築物に該当するものに限る。）誘導仕様基準により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二十一万三千円

新	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 288 1356 642"></td> <td data-bbox="169 642 1356 1108"> 方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万三千八百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万二千二百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては六万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十万四千円、一万平方メートルのものにあつては十三万二千円 (ハ) (ロ) 以外の非住宅部分で、モデル建 </td> </tr> </table>		方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万三千八百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万二千二百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては六万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十万四千円、一万平方メートルのものにあつては十三万二千円 (ハ) (ロ) 以外の非住宅部分で、モデル建
	方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万三千八百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万二千二百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては六万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十万四千円、一万平方メートルのものにあつては十三万二千円 (ハ) (ロ) 以外の非住宅部分で、モデル建		
旧	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 1126 1356 1603"></td> <td data-bbox="169 1603 1356 2069"> のものにあつては二万円、二百平方メートル以上のものにあつては二万二千円、誘導仕様基準以外により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては三万四千四百円、二百平方メートル以上のものにあつては三万八千四百円 二 ハに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。） (イ) に掲げる額に (ロ) に掲げる額を加算した額 (イ) の住宅部分が存在しない場合にあつては (ロ) に掲げる </td> </tr> </table>		のものにあつては二万円、二百平方メートル以上のものにあつては二万二千円、誘導仕様基準以外により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては三万四千四百円、二百平方メートル以上のものにあつては三万八千四百円 二 ハに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。） (イ) に掲げる額に (ロ) に掲げる額を加算した額 (イ) の住宅部分が存在しない場合にあつては (ロ) に掲げる
	のものにあつては二万円、二百平方メートル以上のものにあつては二万二千円、誘導仕様基準以外により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては三万四千四百円、二百平方メートル以上のものにあつては三万八千四百円 二 ハに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。） (イ) に掲げる額に (ロ) に掲げる額を加算した額 (イ) の住宅部分が存在しない場合にあつては (ロ) に掲げる		

のものにあつては二 万円、二百平方メー トル以上のものにあ つては二万二千元、 誘導仕様基準以外に より算定した当該住 宅について、当該住 宅の床面積の合計が 二百平方メートル未 満のものにあつては 三万四千四百円、二 百平方メートル以上 のものにあつては三 万八千四百円	二 ハに掲げる建築物 以外の建築物（他の 建築物に該当するも のに限る。）（イ）に 掲げる額に（ロ）に掲 げる額を加算した額 （イ）の住宅部分が 存在しない場合に つては（ロ）に掲げる
--	---

新	物法により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては七万六千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては九万千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十一万九千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十九万三千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十五万三千円、一万
旧	額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合に於ては(イ)に掲げる額、住宅部分及び非住宅部分が存在する建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該部分の床面積(当該床面積から共用廊下等の部分

新	平方メートルのものにあつては三十万四千円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十八万六千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満の方メートル未満のものにあつては二十三万四千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三十万千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては四十三万円、五千平方メートル以上一万平方
旧	の床面積を除いて申請をする場合に あつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては三万八千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては六万六千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十一万八千円、五千平方メートル以上のものにあつては十七万九千円、誘導仕様基準以外により算定した住宅部分について、当該部分の床面積（当

新	ルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 成した第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「計画基準適合書類」という。）が提出された場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（第二十九条第三項の規定により自他供給型熱源機器等を設置する場合にあつては、次のイ又はロに掲げる同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）の区分に応じ、それぞれに定める額及び次のイ若しくはハ又は２のハ若しくはニに掲げる他の建築物（第二十九条第三項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）の区分に応じ、
旧	宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八万七千百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十一万七千百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十四万五千七百元、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十三万五千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては三十万九千円、一万平方メートル以

それぞれに定める額を合算した額）（認定の申請に併せて第三十条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の部十三の三の項に掲げる額（認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額）を加えた額） イ 一戸建て住宅 五千八百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものを除く。）（イに掲げる額（住戸の数が一である複合建築	新
上二万五千平方メートル未満のものにあつては三十七万千円、二万五千平方メートル以上のものにあつては四十三万五千円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二十一万七千五百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては二十八万四千四百円、千平方メートル以上二平方メートル未満のものにあつては三十六万七千五百円、二千平方メートル以上	旧

		新	
物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額)に(ロ)に掲げる額を加算した額(イ)の住宅部分が存在しない場合にあつては(ロ)に掲げる額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあつては(イ)に掲げる額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を			
		旧	
四 第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			
1	変更の認定の申請に併せて計画基準適合書類が提出された場合次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(第三十四条第三項の規定により自他供給型熱源機器等		
	上五千平方メートル未満のものにあつては五十二万三千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては六十四万六千円、一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のものにあつては七十六万三千円、二万五千平方メートル以上のものにあつては八十七万千円		

新	(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 住宅部分について、当該住宅部分の床面積(当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積)の合計が三百平方メートル未満のものにあつては一万千三百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものは二万三千八百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
旧	を設置する場合にあつては次のイ又はロに掲げる申請建築物の区分に応じ、それぞれに定める額及び次のイ若しくはハ又は2のハ若しくはニに掲げる他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額、第三十五条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに他の建築物を加える場合にあつては次のイ又はロに掲げる申請建築物の区分に応じ、それぞれに定める額、次のイ若しくはハ又は2のハ若しくはニに掲げる他の建築物(新たに加える他の建築物を除く。)の区分に応じ、それぞれに定める額及び前項の1のイ若しくは

(ロ) 非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては一万九千五百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三万六千六百円、二千平方メー	新 のにあつては五万二千八百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては九万四千七百円、一万平方メートルのものにあつては十一万九千円
はハ又は同項の2のハ若しくはニに掲げる新たに加える他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額）（変更の認定の申請に併せて第三十六条第二項において準用する第三十五条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の部十三の三の項に掲げる額（変更の認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額）を加えた額）	旧 イ 一戸建ての住宅

新	トル以上五千平方メートル未満のものにあつては九万四千三百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十四万九千円、一万平方メートルのものにあつては十八万八千円 ハ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。）（イに掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額）に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合にあつては（ロ）に掲げる
旧	三千七百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものを除く。）（イに掲げる額に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合にあつては（ロ）に掲げる額、（ロ）の非住宅部分が存在しない場合にあつては（イ）に掲げる額、住宅部分及び非住宅部分が存在する建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を（イ）の住宅部分の床面積の合計又は当該非住宅部分の床面積の合

額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあっては(イ)に掲げる額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 住宅部分について、当該住宅部分の床面積(当該床面積から共用廊	新
計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 住宅部分について、当該部分の床面積(当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあっては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積)の合計が三百平方メートル未満のものにあつては六千九百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万五千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満	旧

新	下等の部分の床面積を除いて申請をする場合に あつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては一万三千三百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万三千八百円、一千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては五万二千八百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては九万四千円
旧	(ロ) 非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては六千九百円、三百平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては一万千八百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万九千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては五万六千四百円、

千七百円、一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満のものにあつては十 一万九千円、二万五千平方メートル以上 のものにあつては十四万八千円 (ロ) 非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては一万三千三百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万九千五百円、千平方メートル以上二万平方メートル未満のものにあつては三万六千六百円、	新
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては九万円、一万平方メートルのものにあつては十一万三千円 ハ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。）（イ）に掲げる額に（ロ）に掲げる額を加算した額 （イ）の住宅部分が存在しない場合にあっては（ロ）に掲げる額、（ロ）の非住宅部分が存在しない場合にあっては（イ）に掲げる額、住宅部分及び非住宅部分が存在する建築物の住宅部分又は非住宅部分のみ	旧

新	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては九万四千三百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十四万九千円、一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のものにあつては十八万八千円、二万五千平方メートル以上のものにあつては二十三万五千円 2 1 以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額（第二十九条第三項の規定により其他供給型熱源機器等を設置する場合にあつては、次のイ又はロに掲
旧	の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を（イ）の住宅部分の床面積の合計又は当該非住宅部分の床面積の合計を（ロ）の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額）。 （イ） 住宅部分について、当該部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては六千九百円、三百平方メー

新	げる申請建築物の区分に 応じ、それぞれに定 める額及び1のイ若し くはハ又は次のハ若し くはニに掲げる他の建 築物の区分に応じ、そ れぞれに定める額を合 算した額）（認定の申 請に併せて第三十条第 二項の規定に基づく申 出があつた場合におい ては、一の建築物につ き建築基準法（昭和二 十五年法律第二百一 号）の部十三の三の項 に掲げる額（認定の申 請に係る計画に特定昇 降機に係る部分が含ま れる場合にあつては、 それぞれ当該特定昇降 機一基につき同部十三 の四の項に掲げる額を 加えた額）を加えた額） イ 一戸建て住宅（他 の建築物に該当する
旧	トル以上二千平方 メートル未満のも のにあつては一万 五千元、二千平方 メートル以上五千 平方メートル未満 のものにあつては 三万二千元、五千 平方メートル以上 のものにあつては 五万七千元 (ロ) 非住宅部分につ いて、当該部分の 床面積の合計が三 百平方メートル未 満のものにあつて は六千九百元、三 百平方メートル以 上千平方メートル 未満のものにあつ ては一万千八百 円、千平方メート ル以上二千平方メ ートル未満のもの にあつては一万九

新	ものを除く。) 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万七千七百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては二万二千二百円、標準計算法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては四万二千二百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては四万四千九百円、仕様・計算併用法により算定した当該住宅部分の床面積
旧	千二百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては六万六千六百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては九万九千円、一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のものにあつては十一万三千円、二万五千平方メートル以上のものにあつては十四万四千円 2 1 以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に依り、それぞれに定める額(第三十四条第三項の規定により自己供給型熱源機器等を設置する場合にあつては次のイ又はロに掲げる

新	が二百平方メートル未満のものにあつては三万百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては三万三千二百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものを除く。）（イ）に掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額）に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合にあつては（ロ）に掲げる額、（ロ）の非住宅部分が存在しない場合に あつては（イ）に掲げ
旧	申請建築物の区分に応じ、それぞれに定める額及び 1 のイ若しくはハ又は次のハ若しくはニに掲げる他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額、第三十五条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに他の建築物を加える場合にあつては次のイ又はロに掲げる申請建築物の区分に応じ、それぞれに定める額、1 のイ若しくはハ又は次のハ若しくはニに掲げる他の建築物（新たに加える他の建築物を除く。）の区分に応じ、それぞれに定める額及び前項の 1 のイ若しくはハ又は同項の 2 のハ若しくはニに掲げる新たに加

新	る額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。(イ) 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積(共用廊下等の部分の床面積を除く。)の合計が三百平方メートル未
旧	える他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額)(変更の認定の申請に併せて第三十六条第二項において準用する第三十五条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の部十三の三の項に掲げる額(変更の認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額)を加えた額)イ 一戸建ての住宅(他の建築物に該当するものを除く。)(誘導仕様基準によ

新	満のものにあつては三万八千七百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては六万六千九百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十二万円、五千平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては十八万三千円、標準計算法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分
旧	ロ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものを除く。） （イ）に り算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては一万四千元、二百平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては一万五千元、誘導仕様基準以外により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万四千二百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては二万七千元

の床面積を除いた 床面積）の合計が 三百平方メートル 未満のものにあつ ては八万千円、三 百平方メートル以 上二千平方メー トル未満のものにあ つては十三万五千 円、二千平方メー トル以上五千平方 メートル未満のも のにあつては二十 二万九千円、五千 平方メートル以上 一万平方メートル 未満のものにあつ ては三十二万九千 円、一万平方メー トルのものにあつ ては三十九万円、 仕様・計算併用法 により算定した住 宅部分について、 当該住宅部分の床	新
掲げる額に(ロ)に掲 げる額を加算した額 (イ)の住宅部分が 存在しない場合に あつては(ロ)に掲げ る額、(ロ)の非住宅部 分が存在しない場合 にあつては(イ)に掲 げる額、住宅部分及 び非住宅部分が存 在する建築物の住 宅部分又は非住宅 部分の申請の場合 にあつては当該住 宅部分の床面積の 合計又は当該非 住宅部分の床面積 の合計を(ロ)の非 住宅部分の床面積 の合計とみなして 算出した額)。	旧

新	面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあっては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては五万九千八百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十万円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十七万五千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十五万六千円、一万平方メー
旧	(イ) 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあっては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二万六千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては四万六千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては八万三千円、五千平方メートル以上一万

トルのものにあつては三十万四千円 (ロ) モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十万二千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十二万九千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十七万一千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十七万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル	新
平方メートル以内のものにあつては十二万五千円、誘導仕様基準以外により算定した住宅部分について、当該部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては四万八千五百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては八万一千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満の	旧

ル未満のものにあつては三十六万円、一万平方メートルのものにあつては四十三万四千元、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二十六万六千元、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては三十三万四千元、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては四十三万四千元、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものに	新
ものにあつては十三万八千元、五千平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては十九万七千元 (ロ) モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては六万七千六百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十万二千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものに	旧

新	あつては六十一万五千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては七十五万八千円、一万平方メートルのものにあつては八十九万六千円 ハ 一戸建て住宅（他の建築物に該当するものに限る。）誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万七千七百円、二百平方メートル以上のものにあつては二万二千二百円、標準計算法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の
旧	のにあつては十六万五千五百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十一万六千円、一万平方メートルのものにあつては二十六万円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十五万九千九百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十九万九千二百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二十五

新	合計が二百平方メートル未満のものにあつては四万二百円、二百平方メートル以上のものにあつては四万四千九百円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては三万百円、二百平方メートル以上のものにあつては三万三千二百円 二 ハに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。）（イに掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の場合にあつては、ハに掲げる額）
旧	ハ 一戸建ての住宅（他の建築物に該当するものに限る。）誘導仕様基準により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては一万四千円、二百平方メートル以上のものにあつては一万五千 万七千百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては三十六万六千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては四十五万三千円、一万平方メートルのものにあつては五十三万五千円

に(ロ)に掲げる額を加算した額(イ)の住宅部分が存在しない場合にあつては(ロ)に掲げる額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあつては(イ)に掲げる額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、ハの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した	新
円、誘導仕様基準以外により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万四千二百円、二百平方メートル以上のものにあつては二万七千円 ニ ハに掲げる建築物以外の建築物(他の建築物に該当するものに限る。) (イ)に掲げる額に(ロ)に掲げる額を加算した額 (イ)の住宅部分が存在しない場合にあつては(ロ)に掲げる額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあつては(イ)に掲げる額、住宅部分及び	旧

新	(イ) 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積を除く。(ロ)の合計が三百平方メートル未満のものにあつては三万八千七百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては六万六千九百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十二万円、五千平方メートル以上十平方メートル以上十平方メートル未満のものにあつては十八万三千円、標準計算法により算定した住宅部分
旧	非住宅部分が存在する建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。 (イ) 誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該部分の床面積(当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床

新	について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八万千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十二万五千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十万九千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつ
旧	面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二万六千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては四万六千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては八万三千円、五千平方メートル以上のものにあつては十二万五千円、誘導仕様基準以外により算定した住宅部分について、当該部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下

新	ては三十二万九千円、一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のものにあつては三十九万円、二万五千平方メートル以上のものにあつては四十四万九千円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては五万九千八百円、三百
旧	等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては四万八千五百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては八万千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十三万八千円、五千平方メートル以上のものにあつては十九万七千円 (ロ) モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては六万

新	平方メートル以上 二千平方メートル 未満のものにあつ ては十万円、二千 平方メートル以上 五千平方メートル 未満のものにあつ ては十七万五千 円、五千平方メー トル以上一万平方 メートル未満のも のにあつては二十 五万六千円、一万 平方メートル以上 二万五千平方メー トル未満のものに あつては三十万四 千円、二万五千平 方メートル以上の ものにあつては三 十五万四千円 (ロ) モデル建物法に より算定した非住 宅部分について、 当該非住宅部分の
旧	千円、三百平方 メートル以上千平 方メートル未満の ものにあつては七 万七千六百円、千 平方メートル以上 二千平方メートル 未満のものにあつ ては十万二千百 円、二千平方メー トル以上五千平方 メートル未満のも のにあつては十六 万五千円、五千 平方メートル以上 一万平方メートル 未満のものにあつ ては二十一万六千 円、一万平方メー トル以上二万五千 平方メートル未満 のものにあつては 二十六万円、二万 五千平方メートル 以上のものにあつ

新	床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十万二千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十二万九千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十七万九千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十七万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては三十六万千円、一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のものにあつては
旧	では三十万五千円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十五万九千百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十九万九千二百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二十五万七千百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては三十六万六千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル

		新
四十三万四千円、 二万五千平方メー トル以上のものに あつては五十万九 千円、標準入力法 等により算定した 非住宅部分につい て、当該非住宅部 分の床面積の合計 が三百平方メート ル未満のものにあ つては二十六万六 千円、三百平方メ ートル以上千平方 メートル未満のも のにあつては三十 三万四千円、千平 方メートル以上二 千平方メートル未 満のものにあつて は四十三万千円、 二千平方メートル 以上五千平方メー トル未満のものに あつては六十一万		
		旧
五 第四十一条第一項の 規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能基準 に適合している旨の認 定の申請に対する審査		
1 認定の申請に併せて 区長が指定する者が作 成した第二条第三号に 規定する建築物エネル ギー消費性能基準に適 合していることを示す 書類が提出された場合 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める 額 イ 一戸建ての住宅 五千百円 ロ イに掲げる建築物 以外の建築物 (イ)	未満のものにあつ ては四十五万三千 円、一万平方メー トル以上二万五千 平方メートル未満 のものにあつては 五十三万五千円、 二万五千平方メー トル以上のものに あつては六十一万 円	

		新
五 第三十一条第一項の 規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上 計画の変更の認定の申 請に対する審査		
1 変更の認定の申請に 併せて計画基準適合書 類が提出された場合 次のイ又はロに掲げる 区分に応じ、それぞれ に定める額（第二十九 条第三項の規定により 自他供給型熱源機器等 を設置する場合にあつ ては次のイ又はロに掲 げる申請建築物の区分 に応じ、それぞれに定	五千円、五千平方 メートル以上一万 平方メートル未満 のものにあつては 七十五万八千円、 一万平方メートル 以上二万五千平方 メートル未満のも のにあつては八十 九万六千円、二万 五千平方メートル 以上のものにあつ ては百二万円	

		旧
（イ）住宅部分につ いて、当該部分の床 面積（当該床面積 から共用廊下等の 部分の床面積を除 いて申請をする場 合にあつては、当 該共用廊下等の部 分の床面積を除 いた床面積）の合計 が三百平方メート ル未満のものにあ つては九千七百 円、三百平方メー	に掲げる額に（ロ）に 掲げる額を加算した 額（イ）の住宅部分 が存在しない場合に あつては（ロ）に掲 げる額、（ロ）の非 住宅部分が存在し ない場合にあつて は（イ）に掲げる 額）	

める額及び次のイ若しくはハ又は２のハ若しくはニに掲げる他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額、第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに他の建築物を加える場合に於ては次のイ又はロに掲げる申請建築物の区分に応じ、それぞれに定める額、次のイ若しくはハ又は２のハ若しくはニに掲げる他の建築物（新たに加える他の建築物を除く。）の区分に応じ、それぞれに定める額及び前項の１のイ若しくはハ又は同項の２のハ若しくはニに掲げる新たに加える他の建築物の区分に応じ、それぞれに定	新
トル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万 千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては四 万六千円、五千方メートル以上一 万平方メートル以内のものにあつて は八万千円 (ロ) 非住宅部分について、当該部分の 床面積の合計が三 百平方メートル未 満のものにあつて は九千七百円、三 百平方メートル以 上千平方メートル 未満のものにあつ ては一万六千七百 円、千平方メート ル以上二千平方メ ートル未満のもの	旧

める額を合算した額） （変更の認定の申請に併せて第三十一条第二項において準用する第三十条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）の部十三の三の項に掲げる額（変更の認定の申請に係る計画に特定昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、それぞれ当該特定昇降機一基につき同部十三の四の項に掲げる額を加えた額）を加えた額） イ 一戸建て住宅 四千五百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものを除く。） （イ）に	新
2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 一戸建ての住宅性能基準（省令第一条第一項第二号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準をいう。）により算定した一戸建ての住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方 にあつては二万七千五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては八万四千五百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十二万八千円、一万平方メートルのものにあつては十六万千円	旧

新	掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額）に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合にあつては（ロ）に掲げる額、（ロ）の非住宅部分が存在しない場合にあつては（イ）に掲げる額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を（イ）の住宅部分の床面積の合計（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イの一戸建て住宅）
旧	メートル未満のものにあつては三万四千四百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては三万八千四百円、モデル住宅法（省令第一条第一項第二号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準をいう。）又は仕様基準（省令第一条第一項第二号イ（3）及び同号ロ（3）に定める基準をいう。この項において同じ。）若しくは誘導仕様基準により算定した一户建ての住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては一万七千七百円、二百

新	又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。(イ) 住宅部分について、当該住宅部分の床面積(当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積)の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、二千平方メートル以上
旧	平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては一万九千百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物 (イ) に掲げる額に(ロ)に掲げる額を加算した額(イ)の住宅部分が存在しない場合にあつては(ロ)に掲げる額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合に あつては(イ)に掲げる額) (イ) 性能基準 (省令 第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第三号に定める基準をいう。)により算定した住宅部分

(ロ) 非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万三千八百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万	新
について、当該部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては六万九千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十一万六千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十九万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては二	旧

二千二百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては六万六千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十万四千元、一万平方メートルのものにあつては十三万二千円 ハ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。）（イ）に掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額）に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が	新
十八万千円、フロア入力法（省令第一条第一項第二号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準をいう。）又は仕様基準若しくは誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては三万三千百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未	旧

存在しない場合にあつては(ロ)に掲げる額、(ロ)の非住宅部分が存在しない場合にあっては(イ)に掲げる額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。(イ) 住宅部分について、当該住宅部分	新
満のものにあつては五万八千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十万四千円、五千平方メートル以上一万平方メートル以内のものにあつては十五万七千円 (ロ) モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八万七千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十一万七千円、千平方メートル以上二千平方メートル	旧

	新	の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては三万七千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては六万六千五百円、一万平方
	旧	未満のものにあつては十四万五千七百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては二十三万五千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては三十万九千円、一万平方メートルのものにあつては三十七万千円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二十二万七千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

		新
	メートル以上二万 五千平方メートル 未満のものにあつ ては八万三千五百 円、二万五千平方 メートル以上のも のにあつては十万 三千円 (ロ) 非住宅部分につ いて、当該非住宅 部分の床面積の合 計が三百平方メー トル未満のものに あつては八千円、 三百平方メートル 以上千平方メート ル未満のものにあ つては一万三千八 百円、千平方メー トル以上二千平方 メートル未満のも のにあつては二万 二千二百円、二千 平方メートル以上 五千平方メートル	
		旧
	にあつては二十八 万四千四百円、千 平方メートル以上 二千平方メートル 未満のものにあつ ては三十六万七千 百円、二千平方メ ートル以上五千平 方メートル未満の ものにあつては五 十二万三千七百 円、五千平方メー トル以上一万平方 メートル未満のも のにあつては六十 四万六千円、一万 平方メートルのも のにあつては七十 六万三千円	

		新
	2 1 以外の場合 次の イからニまでに掲げる 区分に応じ、それぞれ に定める額（第二十九 条第三項の規定により 自他供給型熱源機器等 を設置する場合にあつ ては次のイ又はロに掲 げる申請建築物の区分 に応じ、それぞれに定 未満のものにあつ ては六万六千百 円、五千平方メー トル以上一万平方 メートル未満のも のにあつては十万 四千元、一万平方 メートル以上二万 五千平方メートル 未満のものにあつ ては十三万二千 円、二万五千平方 メートル以上のも のにあつては十六 万五千円	旧

める額及び1のイ若しくはハ又は次のハ若しくはニに掲げる他の建築物の区分に応じ、それぞれに定める額、第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに他の建築物を加える場合にあつては次のイ又はロに掲げる申請建築物の区分に応じ、それぞれに定める額、1のイ若しくはハ又は次のハ若しくはニに掲げる他の建築物（新たに加える他の建築物を除く。）の区分に応じ、それぞれに定める額及び前項の1のイ若しくはハ又は同項の2のハ若しくはニに掲げる新たに加える他の建築物の区分に応じ、それぞれに定	新
	旧

新	める額を合算した額） （変更の認定の申請に 併せて第三十一条第二 項において準用する第 三十条第二項の規定に 基づく申出があつた場 合においては、一の建 築物につき建築基準法 （昭和二十五年法律第 二百一号）の部十三の 三の項に掲げる額（変 更の認定の申請に係る 計画に特定昇降機に係 る部分が含まれる場合 にあつては、それぞれ 当該特定昇降機一基に つき同部十三の四の項 に掲げる額を加えた 額）を加えた額） イ 一戸建て住宅（他 の建築物に該当する ものを除く。）誘 導仕様基準により算 定した当該住宅につ いて、当該住宅の床
旧	

面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては一万四千三百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては一万五千百円、標準計算法により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万八千三百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては三万五千五百円、仕様・計算併用法により算定した当該住宅について、当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万千百円、二百平方	新
	旧

メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては二万三千三百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものを除く。） （イ）に掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲げる額）に（ロ）に掲げる額を加算した額 （イ）の住宅部分が存在しない場合にあっては（ロ）に掲げる額、（ロ）の非住宅部分が存在しない場合にあっては（イ）に掲げる額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合	新
	旧

合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。(イ)誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積(共用廊下等の部分の床面積を除く。)の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二万六千八百円、三百平方メー	新
	旧

トル以上二千平方メートル未満のものにあつては四万六千五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては八万四千八百円、五千平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては十二万七千円、標準計算法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方

	新
メートル未満のものにあつては五万六千八百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては九万四千六百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十六万千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十三万千円、一万平方メートルのものにあつては二十七万三千円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の	
	旧

	新
ものにあつては四万二千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては七万五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十二万二千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十七万九千円、一万平方メートルのものにあつては二十一万三千円	
(ロ) モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつて	
	旧

	新
は七万千六百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては九万千五百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十一万九千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十九万三千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十五万三千円、一万平方メートルのものにあつては三十万四千円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該非住宅部	
	旧

	分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十八万六千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては二十一万四千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三十万千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては四十三万円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては五十三万千円、一万平方メートルのものにあつては六十二万七千円

ハ 一戸建て住宅（他の建築物に該当するものに限る。）誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては一万四千三百円、二百平方メートル以上のものにあつては一万五千百円、標準計算法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万八千三百円、二百平方メートル以上のものにあつては三万五千五百円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について当該	新
	旧

新	住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万千百円、二百平方メートル以上のものにあつては二万三千三百円 ニ ハに掲げる建築物以外の建築物（他の建築物に該当するものに限る。）（イ）に掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、ハに掲げる額）に（ロ）に掲げる額を加算した額（イ）の住宅部分が存在しない場合にあつては（ロ）に掲げる額、（ロ）の非住宅部分が存在しない場合に あつては（イ）に掲げ
旧	

る額、複合建築物の住宅部分又は非住宅部分のみの申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積の合計を(イ)の住宅部分の床面積の合計(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、ハの一戸建て住宅)又は当該非住宅部分の床面積の合計を(ロ)の非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額)。(イ)誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積(共用廊下等の部分の床面積を除く。)の合計が三百平方メートル未	新
	旧

	新
満のものにあつては二万六千八百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては四万六千五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては八万四千八百円、五千平方メートル以上のものにあつては十二万七千円、標準計算法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除	
	旧

	新
	た床面積）の合計 が三百平方メー トル未満のものにあ つては五万六千八 百円、三百平方メ ートル以上二千平 方メートル未満の ものにあつては九 万四千六百円、二 千平方メートル以 上五千平方メー トル未満のものにあ つては十六万千 円、五千平方メー トル以上一万平方 メートル未満のも のにあつては二十 三万千円、一万平 方メートル以上二 万五千平方メー トル未満のものにあ つては二十七万三 千円、二万五千平 方メートル以上の ものにあつては三
	旧

	新
十一万四千円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあっては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては四万二千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては七万五百万円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十二万二千円、五千平	
	旧

	新
(ロ) モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては七万六千六百円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては九万千五百円	
	旧

	新
円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十一万九千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十九万三千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十五万三千円、一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のものにあつては三十万四千円、二万五千平方メートル以上のものにあつては三十五万七千円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該非住宅	
	旧

	新
部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十八万六千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては二十万四千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三十万四千円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては四十三万円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては五十三万五千円、一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のものにあ	
	旧

新	建築物第十三条の規定に基づく1	軽微な変更	つては六十二万七千円、二万五千平方メートル以上のものにあつては七十一万五千円
	建築物エネルギー消費性 ルギー能確保計画の変更が軽微な 消費性な変更 能の向との証明 上等に 関する 法律施行規則	軽微な変更 請に併せて第五条に規定する軽微な変更 当していることを示すの交付書類として区長が定め申請の るものが提出された場合 合 次に掲げる区分にする。 応じ、それぞれに定める額 イ 一戸建て住宅 四 千百円 ロ イに掲げる建築物 以外の建築物 (イ) に掲げる額(住戸の 数が一である複合建 築物の住宅部分の場 合にあつては、イに 掲げる額)に(ロ)に掲	軽微な 変更 証明 申請 徴収
旧	建築物第十一条の規定に基づく1	非住宅部分の用途が軽微な	
	建築物エネルギー消費性 ルギー能確保計画の変更が軽微な 消費性な変更 能の向との証明 上等に 関する 法律施行規則 (平成 二十八年 国土交通省 令第五号)	工場等のみの建築物の 場合 非住宅部分の床 面積の合計が三百平方 メートル以上千平方メ ートル未満のものにあ つては一万八千八百 平方メートル以上二 平方メートル未満の ものにあつては一万 九千平方メートル未 満のものにあつては 五万六千四百平方 メートル未満のもの にあつては九万 円、一万平方メー ートル未満のもの にあつては十一 万三千円	軽微な 変更 証明 申請 徴収

げる額を加算した額 (イ) 住宅部分について、当該住宅部分の床面積(当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積)の合計が三百平方メートル未満のものは八千円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては一万六千七百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては三万七千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものに	新
2 非住宅部分の用途が 1 以外の建築物の場合 モデル建物法により算定した非住宅部分について、当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては七万七千六百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては十万二千百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十六万五千百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十一万六千円、一万平方メートルのものにあつては二十六万円、標準入力法等により算定した非住宅部分について、当該部分の床面	旧

		新
	あつては六万六千五百円、一万平方メートルのものにあつては八万三千五百円 (ロ) 非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては一万三千八百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二万二千二百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては六万六千五百円、五千平方メートル以上一万	
		旧
	積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては十九万九千二百円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては二十五万七千五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては三十六万六千七百円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては四十五万三千元、一万平方メートルのものにあつては五十三万五千元 3 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である	

		新
	平方メートル未満のものにあつては 十萬四千元、一萬平方メートルのものにあつては十三萬二千元 2 1 以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 イ 一戸建て住宅 仕様基準又は誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては一萬四千元、二百平方メートル以上一萬平方メートル以下のものにあつては一萬五千元、標準計算法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合	
		旧
	4 特定建築行為をしようとする場合 当該特定建築行為に係る部分の床面積の合計に応じて、1又は2に規定する例により算出した額	

		新
	計が二百平方メートル未満のものにあつては二万八千三百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては三万五千五百円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のものにあつては二万千百円、二百平方メートル以上一万平方メートル以下のものにあつては二万三千三百円 ロ イに掲げる建築物以外の建築物（イに掲げる額（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の場合にあつては、イに掲	
		旧

(イ)仕様基準又は誘導仕様基準により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（共用廊下等の部分の床面積を除く。）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては二万六千八百円、三百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては四万六千五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつ	新
	旧

ては八万四千八百 円、五千平方メー トル以上一万平方メ ートル以下のもの にあつては十二万 七千円、標準計算法 により算定した住 宅部分について、当 該住宅部分の床面 積（当該床面積から 共用廊下等の部分 の床面積を除いて 申請をする場合に あつては、当該共用 廊下等の部分の床 面積を除いた床面 積）の合計が三百平 方メートル未満の ものにあつては五 万六千八百円、三百 平方メートル以上 二千平方メートル 未満のものにあつ ては九万四千六百 円、二千平方メー

ル以上五千平方メートル未満のものにあつては十六万円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては二十万三千円、一万平方メートルのものにあつては二十万七千円、仕様・計算併用法により算定した住宅部分について、当該住宅部分の床面積（当該床面積から共用廊下等の部分の床面積を除いて申請をする場合にあつては、当該共用廊下等の部分の床面積を除いた床面積）の合計が三百平方メートル未満のものにあつては四万二千円、三

	新
	百平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては七万五百円、二千平方メートル以上五千平方メートル未満のものにあつては十二万二千円、五千平方メートル以上一万平方メートル未満のものにあつては十七万九千円、一万平方メートルのものにあつては二十一万三千円 (ロ) 非住宅部分の用途が工場等又は自動車車庫等のみの場合で当該工場等又は自動車車庫等の部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては八千円、
	旧

の床面積の合計が 三百平方メートル 未満のものにあつ ては七万千六百円、 三百平方メートル 以上千平方メートル 未満のものにあ つては九万千百円、 千平方メートル以 上二千平方メートル 未満のものにあ つては十一万九千 円、二千平方メー トル以上五千平方メ ートル未満のもの にあつては十九万 三千円、五千平方メ ートル以上一万平 方メートル未満の ものにあつては二 十五万三千円、一 万平方メートルの ものにあつては三 万四千円、標準入 力法等により算定し	新
	旧

	新
た非住宅部分について、当該非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のものにあつては十八万六千円、三百平方メートル以上千平方メートル未満のものにあつては二十万四千円、千平方メートル以上二千平方メートル未満のものにあつては三十万円、二千万平方メートル以上五千万平方メートル未満のものにあつては四十三万円、五千万平方メートル以上のものにあつては五十三万五千円、一千万平方メートル以上のものにあつては六十	
	旧

新			
		3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合 当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計に応じて、1又は2に定める例により算出した額	二万七千円
旧			

新	第二百一号)の部十三の六の項の改正規定(「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改める部分に限る。)、同部十三の七の項及び十三の八の項の改正規定、同部十三の九の項の改正規定(「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改める部分に限る。)並びに同部十三の十の項から十三の十六の項までの改正規定は、公布の日から施行する。
旧	